

自然災害を考慮した処分施設の候補地選定

処分施設は、安全な処分に万全を期すため、地盤や地形に起因する自然災害が発生する危険性がある地域は、候補地から除外します。どの地域においても発生する可能性のある自然災害(台風、竜巻など)については、構造物の設計・施工方法により安全性を確保します。

地すべり	斜面崩壊	土石流
洪水	雪崩	地震 (活断層およびその付近)
津波	火山噴火	陥没

Q&A

Q 指定廃棄物の処分はどこで行うのですか？

A 指定廃棄物は一時保管がひっ迫しており、早期に処理するため、それぞれの県内で処理する方針です。県内に設置する指定廃棄物の処分施設については、地元の実情やご意向を最大限考慮して、国が丁寧に手順を踏んで候補地を選定します。他県で発生している指定廃棄物を持ち込むことはありません。

- 地すべりや洪水などの自然災害の影響や生活空間からの距離などを考慮して土地を選定します。
- 各県において、市町村長会議を開催し、県や市町村との意見交換を重視しつつ、それと並行して、有識者会議を開催し、科学的・技術的な観点からも議論をいただき、丁寧に候補地選定を行います。

Q 埋立終了後の処分施設の管理は、誰が行うのですか？

A 放射性物質汚染対処特措法に基づき、指定廃棄物の処理は国が行います。埋立後の処分施設の管理についても、国が責任をもって行います。

Q 処分施設からの放射線による健康影響はないですか？

A 埋立中は、廃棄物を埋め立てる度にその上を土壌で覆うなど敷地境界での線量を年間1ミリシーベルトを下回るようにします。埋立終了後には、処分施設の上をコンクリート製の覆いで蓋をし、さらにその上を土などで覆い、何重にも防御することにより、周辺住民への健康に対する影響が生じないようにします。

Q 埋め立てられた指定廃棄物はどうなるのですか？

A 放射性物質は、一定の時間が経過すると次第に放射線を出さない物質に変化していく性質があります。埋め立てられた指定廃棄物についても、放射能濃度が減衰していきますが、処分施設でしっかりと管理していきます。

お問合せ窓口



指定廃棄物の いまとこれから

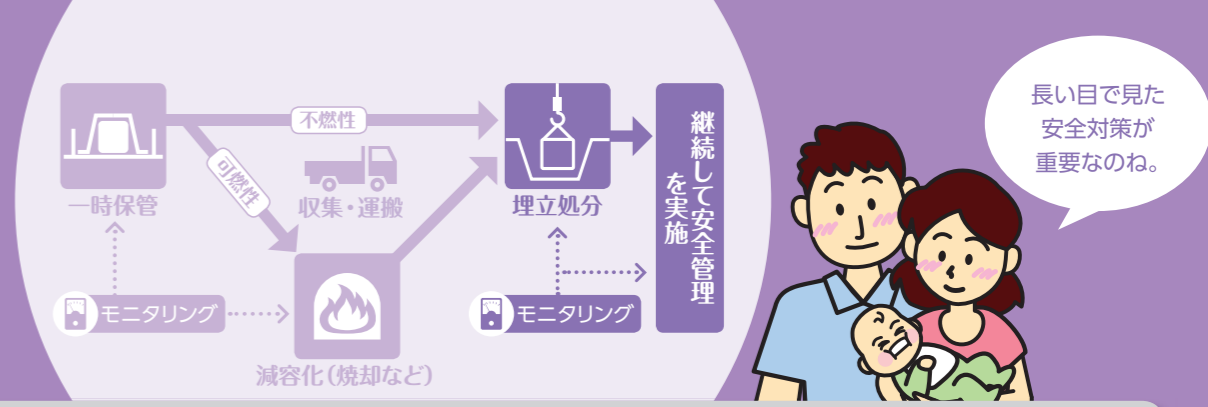
処分施設の安全性

指定廃棄物は、県内各所で分散して一時保管されており、自然災害などのリスクを減らすためには、安全かつ早期に処理を行う必要があります。そのため、長期にわたって安全性を確保できるような立地、構造となる処分施設を設置し、集約管理をします。





国が、地震などの災害に強く、 周困への影響を遮断する構造の処分施設を 各県ごとに設置し、集約管理します。



処分施設の安全性

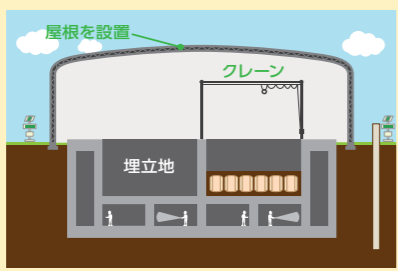
処分施設では、二重のコンクリートで遮断し、管理点検廊を設けるなど何重もの対策を講じ、雨水や地下水などが処分施設内に浸入することを防ぎます。水が廃棄物に接触しない構造とすることで放射性物質の漏出を防止します。

●埋立処分のプロセス

焼却などの減容化を行った指定廃棄物や不燃性の廃棄物は、処分施設で埋め立てます。埋立終了後は、コンクリートおよび土壌で覆うとともに、監視期間に移行し、長期間にわたる点検・維持管理を行います。

1 埋立期間中

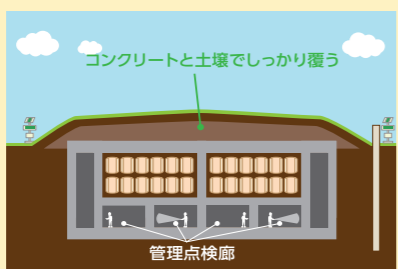
屋根を設置し、雨水の埋立地内部への浸入や粉じんの外部への飛散を防ぎます。容器に入った廃棄物を土壌を充てんしながら埋め立てていきます。



3年程度

2 埋立終了後「第1監視期間」

処分施設の上部をコンクリートと土壌でしっかりと覆い、埋立終了後も雨水の浸入を防ぎます。コンクリートのひび割れ点検などを行って、施設の健全性を確認し、適切に管理します。



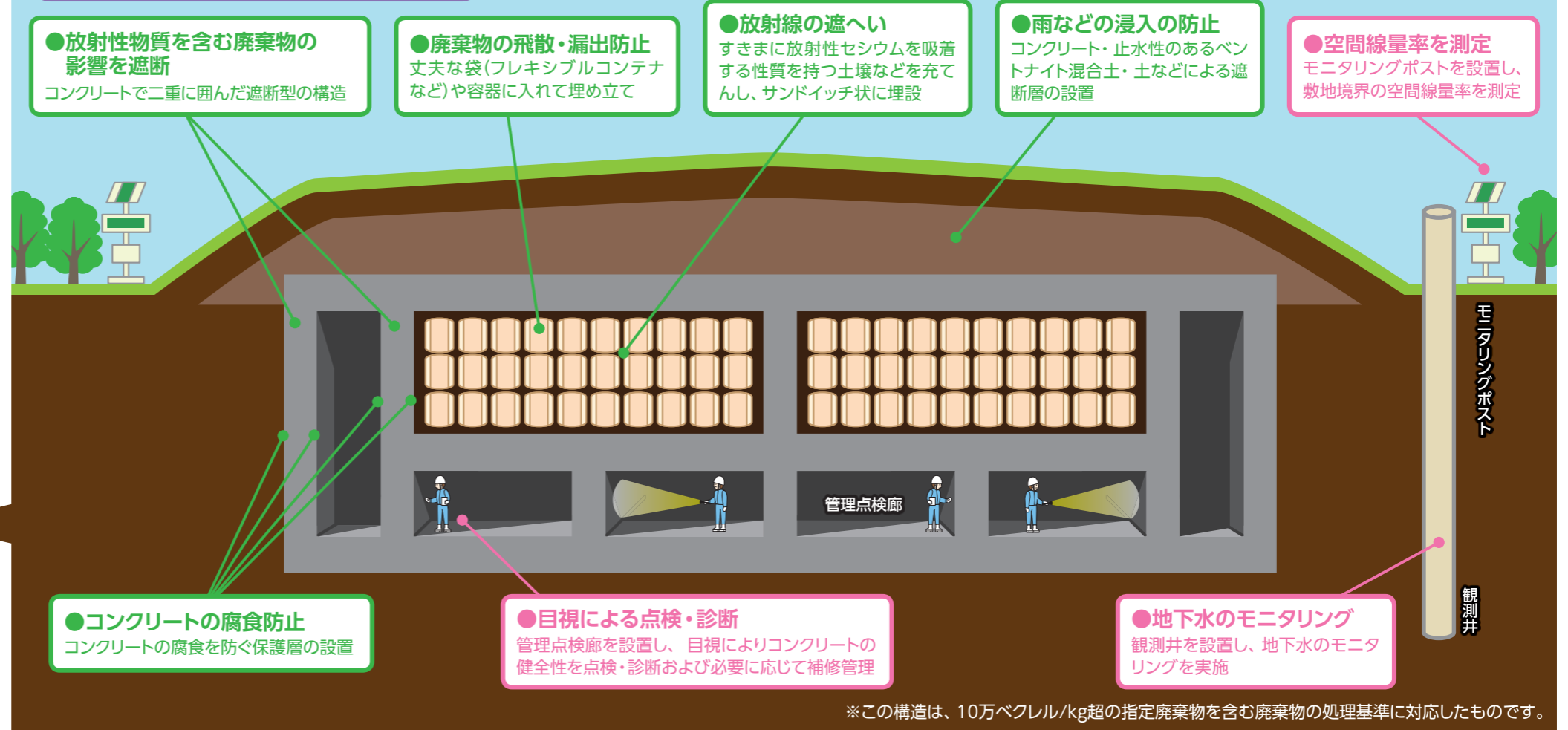
数十年程度

3 埋立終了後「第2監視期間」

管理点検廊を、ベントナイト混合土で充てんし、万が一コンクリートが劣化しても放射性物質が漏れ出ることのないようにします。以降、長期にわたりモニタリングを継続します。



処分施設の構造(第1監視期間)



※この構造は、10万ベクレル/kg超の指定廃棄物を含む廃棄物の処理基準に対応したものです。



管理を徹底し、測定データの収集、結果の公表を行います。

指定廃棄物の搬入・中間処理・埋立中はもちろん、処分終了後も敷地周辺の空間線量率の測定や、地下水の水質(放射性セシウム濃度ほか)などを測定し、結果を公表します。また、処分施設の周辺の環境も含め、みなさまの安全・安心の確保に万全を期していきます。



ベントナイトの特長

ベントナイトは粘土の一種で、水を吸って高い止水性(水を通しにくくする性質)を示すほか、放射性セシウムを吸着する性質を持っています。

